

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案等についての 意見・情報の募集について

令和元年9月27日
農林水産省消費・安全局動物衛生課

この度、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案」等について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

特定家畜伝染病防疫指針については、家畜伝染病予防法（昭26年法律第166号）第3条の2第6項の規定により、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされています。

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」については、最終改正から3年が経過したことから、平成30年10月に変更したところですが、

① 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」については、昨年9月以降、我が国で発生が拡大している本病の防疫措置において、豚等の飼養農場におけるワクチン接種の考え方、野生いのししへの対応等に再検討を加える必要が生じたことから、これらに対応し、これ以上の発生拡大を防いで豚等及び野生いのししにおける早期の清浄化を達成するため、

② 「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」については、現在、近隣諸国においてアフリカ豚コレラの発生拡大が続き、我が国への侵入リスクが格段に高まっていることに加え、国内における豚コレラの発生対応において、豚飼養農場及び野生いのししにおける防疫措置に追加すべき点が明確となったことを踏まえ、万が一、我が国にアフリカ豚コレラウイルスが侵入した際にも、早期発見・早期通報がなされ、より迅速かつ効果的に封じ込めが行えるようにするため、

所要の見直しを行うこととします。

また、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部変更に加え、ワクチン接種豚について識別できるよう、標識の種類及び様式を定める家畜伝染病予防法施行規則（昭26年農林省令第35号）第13条について所要の改正を行うこととします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://e-Gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセス可能）
- (2) 農林水産省消費・安全局動物衛生課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局動物衛生課

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-3385

農林水産省消費・安全局動物衛生課

4 意見・情報の提出上の注意

- ・ 提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・ 提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
- ・ 氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただきます可能性があるので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- ・ 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和元年9月27日～令和元年10月7日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・ 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」一部変更案
- ・ 「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」全部変更案
- ・ 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案
- ・ 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」一部変更案の概要
- ・ 「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」全部変更案の概要
- ・ 現行の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」
- ・ 現行の「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」
- ・ 参照条文